

# 松寿園感染対策指針

## 1. 感染制御に関する方針

利用者及び職員の感染に留意し、感染発生の際には原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、施設として重要な責務であり、感染防止対策を全職員が把握し、指針に沿った介護が提供できるよう、本指針を作成するものである。

## 2. 感染制御組織体制の整備

感染防止対策を迅速に実施するため、各部門からの代表者で構成する組織横断的な委員会等を次のとおり設置する。(組織図有)

- ・感染対策委員会 (以下「委員会」という。)

## 3. 感染防止のための研修

感染制御に関する方針及び具体的方策について、新規採用職員や全職員対象に年2回、教育研修を開催し、周知徹底する。

## 4. 感染発生時の対応

異常発生時は、状況及び利用者への対応などを当該部署の責任者は、感染症対策部会長 (以下「部会長」という。) へ報告する。連絡を受けた部会長は、直ちに院内感染対策委員会を開催し、速やかに原因究明、改善策を立案し、実施するために全職員に周知徹底を図る。

## 5. 利用者等への情報提供と説明

利用者・家族等に対し、病状説明とともに感染防止の基本について説明し、了承が得られた上で感染制御の協力を求める。

## 6. 感染防止対策の推進のための必要な事項

職員は、感染対策マニュアルに沿って、感染の防止に努める。

職員は、自らが院内感染源とならないよう、定期健康診断を年1回以上受診し、健康管理に留意する。

感染対策指針及び感染対策マニュアルは、委員会にて適宜見直しを行い、幹部会議の承認を得て改訂する。

院内感染対策指針及び感染対策マニュアルは、文書ファイルで各部署に配布し、職員が誰でも閲覧できるようにする。

## 7. 感染防止対策委員会

### 1) (目的)

感染対策を目的として、施設に委員会を置く。

### 2) (審議事項)

委員会は、次に掲げる事項を調査・審議する。

- (1) 感染対策に関し、施設、設備など重要な事項
- (2) 感染対策に対するマニュアルの作成などに関する事項
- (3) 感染対策についての周知徹底や啓発に関する事項
- (4) 感染が判明した場合の報告とその対応に関する事項

### 3) (組織)

委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 委員長、副委員長、委員
- (2) 委員長は、実務を行わせるために、上記委員若干名により構成される部会等を設けることができる。
- (3) 委員の任期は、再任は妨げない。なお、必要があるときは任期の途中で変更を行うことができる。

### 4) (運営)

委員長は会務を総理する。

- (1) 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
- (2) 委員は、委員長の命を受け会務を掌理する。

### 5) (開催)

委員会は、部会年3回、委員会年4回を定例会として招集するほか、必要に応じて委員長が招集する。

### 6) (関係者の出席)

委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

### 7) (報告と指導)

委員会は、審議した事項を部会長に報告するものとする。また、審議結果を各部署に報告し対策について指導する。

#### (雑則)

この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。